

【令和 7 年度用】

「トップレベル事業所における一部項目における暫定取扱い」について

令和 7 年度の認定申請時は、以下の暫定取扱いを適用することができます。

1. 暫定取扱い概要

第四計画期間に新設された評価項目に関して、令和 7 年度の認定申請にて令和 6 年度の実績を評価する際、次に掲げる評価項目については、以下の評価方法を取り入れることを認めます。

対象評価項目： III事業所及び設備の運用に関する事項（1a.17、1b.19～1b.21）及びIV事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項（2.1～3.2）

暫定取扱い内容①： III事業所及び設備の運用に関する事項（1a.17、1b.19～1b.21）について 令和 6 年度中に取組を実施し、令和 7 年度からも年間を通して同様の運用対策を実施することが確定している場合は、その取組について令和 6 年度の実績は年間を通じた実績として評価も可（1b.21 については、1 か月以上対策を実施していれば、「4 か月以上」として評価も可）
ただし、令和 6 年度に取組を実施した時から年度末までの期間は 1 か月以上とする

暫定取扱い内容②： IV事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項（2.1～3.2）について 令和 6 年度中に契約を締結し、かつ令和 7 年度も同様の契約、もしくは事業所へ供給される電力量が増える契約を締結することが確定している場合は、令和 6 年度の実績は再生可能エネルギー利用した時から年度末までの実績を、年間の実績に換算して評価も可

（例 1：令和 6 年度の実績 ÷ 利用日数 × 365 日）

（例 2：令和 6 年度の実績 ÷ 利用月数 × 12 か月）

なお、割合で取組状況の程度を選択する評価項目については、割合を計算するための分子について年間の実績に換算して評価することも可

ただし、再生可能エネルギー利用をした時から年度末までの期間は 1 か月以上とする

また、V事業所のゼロエミッション化や環境配慮等の取組に関する事項（1.3 及び 1.5）について、上のIV事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項（2.1～3.2）での暫定取扱いの適用により取組状況の程度が暫定取扱いを使わなかった場合と比べて変化する場合は、目標設定ガス算定ガイドラインに準拠した計算方法により令和 6 年度の実績は再生可能エネルギー利用した時から年度末までの実績を、年間の実績に換算して評価も可

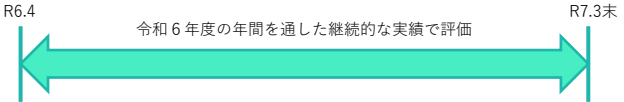
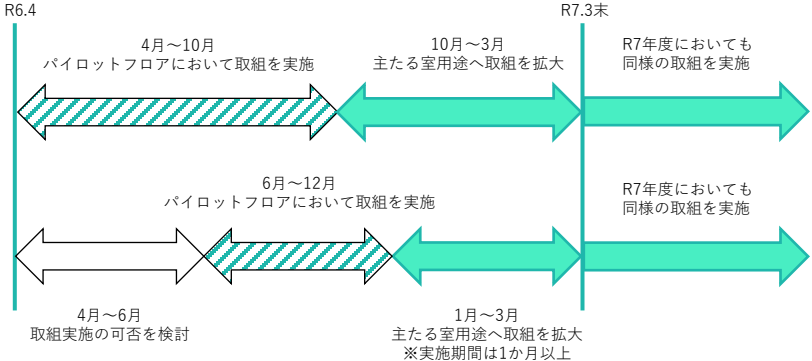
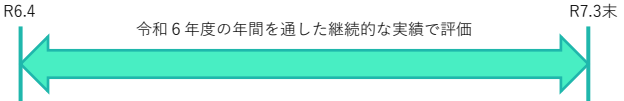
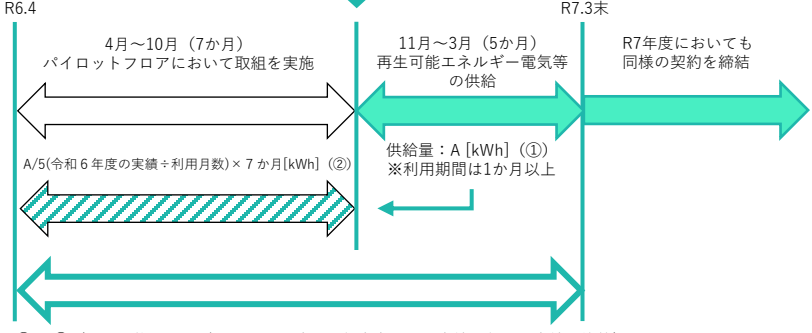
（詳細は、次ページの参考「暫定取扱いにおける実績評価例」を御覧ください）

※上記を考慮しても、なお取組が困難な項目があれば、お問い合わせください。

2. 暫定取扱いにて評価する場合

令和7年度の認定申請において、上記内容で評価する項目がある場合は、別添「令和6年度実績における暫定取扱い項目一覧」を記載の上、御提出をお願いいたします。また、それぞれで令和7年度の実績内容が確認できる根拠書類の作成をお願いいたします。

参考：「暫定取扱いにおける実績評価例」

令和7年度（2025年度） 認定申請	従来	暫定取扱い
III事業所及び設備の運用に関する事項（1a.17、1b.19～1b.21）について		令和6年度中に取組を実施し、令和7年度からも年間を通して同様の運用対策を実施することが確定している場合は、その取組について令和6年度の実績は年間を通した実績として評価も可  上記のようなケースにおいて、令和6年度の実績は年間を通した実績として評価も可
IV事業所の再生可能エネルギーの利用に関する事項（2.1～3.2）について		オフサイトの再生可能エネルギー発電設備の導入や再生可能エネルギー電気の購入に関する契約の締結  ① + ②（再生可能エネルギー利用した時から年度末までの実績を年間の実績に換算） 上記のようなケースにおいて、令和6年度の実績は再生可能エネルギー利用した時から年度末までの実績を年間を通した実績として評価も可